

中間答申第4章
(国による具体的な取組方策)
を踏まえた国の取組状況
(事務局による速報)

平成25年12月27日
事務局

中間答申第4章(国による具体的な取組方策)に対する取組状況(1)

中間答申に記載された事項

国における取組・検討状況

4. 1 新技術・サービス創出への挑戦の支援

4. 1. 1 挑戦する人材の発掘、育成

①起業家・キャピタリスト育成プログラム開発事業(調査事業)

起業家・ベンチャーキャピタリストなど、起業にかかわる人材を育成すべく、若手人材を選抜し、米国においてトレーニングを行う養成プログラムを開発するとともに、シリコンバレー等で先行している日系企業、米国企業他の協力を得てプラットフォームを試行的に構築し、開発した養成プログラムの効果を検証する。

- 起業を目指す人材等をシリコンバレーへ派遣し、トレーニングを行うことを通じて、起業家等を育成するプログラムを開発する事業を新規要求。平成26年度予算政府原案としては認められず。
- なお、日本貿易振興機構(JETRO)では、「シリコンバレー・イノベーション・プログラム」として、イノベティブな技術・製品を有する中小・ベンチャー企業の海外展開を、シリコンバレーのエコシステム(起業支援システム)を活用して支援する事業を開始。
- 国の直轄事業としての実施に向け、引き続き検討。

②アントレプレナー・シンポジウム

自ら生み出した技術で社会を変えられる、という誇りを研究者が共有できるよう、成功体験・失敗体験を持つ起業家によるシンポジウムを展開する。

- 総務省が行う研究開発の成果発表会である「ICTイノベーションフォーラム2013」(本年10月1日開催)において、ベンチャー起業家やベンチャーキャピタル等を交えたパネルディスカッション「イノベーション創出の実現に向けて」(モデレーター:慶應義塾大学大学院 徳田教授)を実施。
- 同様の取組を、継続的に展開すべく、引き続き検討。

③総務省審議会、研究会へのベンチャー企業参加促進

そもその政策検討に、破壊的イノベーションへの挑戦の視点をより強く持つべく、総務省の審議会等の構成員としてベンチャー企業関係者やキャピタリストを招聘する。

- 総務省の「国家プロジェクト型の研究開発」の評価会である「情報通信技術の研究開発の評価に関する会合」に、アウトカム目標の設定やその達成に向けた取組等についての評価を行う構成員(ベンチャー企業やキャピタリスト等を含む)の参加を検討中。
- 平成26年度新規案件の基本計画書の検討や採択評価に向け、今後詳細を調整。

④独創的な人材のエンカレッジ

総務省の競争的資金である「戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)」において、予備実験、理論検討等の研究開発を行い、優れた成果が得られるかどうかの実行可能性や実現可能性の検証等を目的とした「フェーズI」に、独創的な人向け特別枠を設定する。

- SCOPEの「若手ICT研究者等育成型プログラム」のフェーズIの中で「独創的な人向け特別枠」を設定すべく、事業のあり方について調査研究を実施中。
- 平成26年度の新規採択より、当該特別枠の公募をすべく、今後詳細を調整。

⑤ICTベンチャーの育成

クラウドなどの利用環境や事業化アドバイス、知的交流の場など、ベンチャー企業、中小企業の活動を支援する環境を提供し、地域や社会の課題解決に資する若手やICTベンチャー企業等、中小企業を発掘・育成する。

- ベンチャー企業や若手人材等に着目し、ビックデータ等のICTを活用した新規性・創造性あるアイディアの展開を支援するための環境を提供することにより、高付加価値の新サービスの創出に貢献する事業を新規要求。平成26年度予算政府原案としては認められず。
- 国の直轄事業としての実施に向け、引き続き検討。

中間答申第4章(国による具体的な取組方策)に対する取組状況(2)

中間答申に記載された事項

国における取組・検討状況

4. 1. 2 挑戦する活動への支援

①研究者を応援するチームの構築

SCOPEにおける、可能性の検証等がなされたシーズについて、実用性検証を目的とした「フェーズII」及び市場ニーズ等を踏まえ事業化に向けたコンセプト実証を目的とした「フェーズIII」の受託者に対し、アドバイスを受けられる環境を提供する。

- フェーズIIについては、国の支弁する費用の中で、専門家からのアドバイスを受けるための費用を支弁可能とするよう検討中。
- フェーズIIIについては、「ICTイノベーション創出チャレンジプログラム」として、研究開発実施者とそれを支援する専門機関とが共同でビジネスモデル実証フェーズに取り組めるよう、双方に補助可能な新規事業が、平成26年度予算政府原案に計上。
- 平成26年度の予算執行に向け、今後詳細を調整。

②コンセプト実証(事業化)の支援

- ✓ SCOPEに、プロトタイプを作成及びコンセプト検証等を行う「フェーズIII」(ビジネスモデル実証フェーズ)を新たに創設する。
- ✓ 大学、ベンチャー企業、中小企業その他、大企業からのカーブアウトを奨励するため、大企業発の社外ベンチャー企業も支援対象として明確化。
- ✓ 事業化の検討は、通常の研究開発と異なり、時期を見た対応が求められることから、「フェーズIII」については、常時応募可能とし、一定以上の評価点(キャピタル等による評価)や民間投資を受けた提案を採択する。
- ✓ 採択された案件に対しては、評価者(キャピタル等)が責任を持ってサポートするとともに、「4. 1. 2①研究者を応援するチームの構築」の支援も受けながら、ビジネスモデルの検討も並行して実施し、技術の売り込みの成功確率向上を図る。
- ✓ アウトプット目標の評価の他、アウトカム目標の達成状況等について、技術及び事業化の専門家による評価や失敗の分析を実施。それらの内容は原則公開し、成果の売り込みに資するようにするとともに、年数回程度、優秀事業に関するアイデア発表の場を形成し、成功体験の共有を図る

- 平成26年度予算政府原案において、新規事業として、ビジネスモデル実証のための常時応募可能な補助金※として、「ICTイノベーション創出チャレンジプログラム」を計上(5.0億円)。上述のように、研究開発実施者、支援する専門機関の双方を補助。
- 現在、制度設計の詳細化に向けた検討を実施中(別紙参照)。

※「委託費」として概算要求を行っていたが、行政改革推進本部による「秋のレビュー」において、「ICTの研究開発に関する事業」について、「民間事業者の研究開発支援の面もあることから、…原則補助とし」との評価を受けたことから、「補助金」となったもの

4. 1. 3 競争的資金制度活用による技術の確立及び実用化の促進

- ✓ 競争的資金により、人材発掘・育成段階から、事業化に向けたビジネスモデル実証までの、多様な研究開発段階での挑戦への支援を行うことで、技術の確立及び実用化を促進する。

- 「ICTイノベーション創出チャレンジプログラム」を新たに創設したことにより、人材発掘・育成段階(フェーズI)から、事業化に向けたビジネスモデル実証(フェーズIII)までの研究開発支援を行うことが可能に。
- 効果的な執行に向け、今後詳細を調整。

中間答申第4章（国による具体的な取組方策）に対する取組状況（3）

中間答申に記載された事項

国における取組・検討状況

4.2 エコシステム形成の支援

4.2.1 オープンイノベーションの推進

国家プロジェクト型の研究開発について、その応募の要件に、オープンイノベーションに取り組むことを明確に位置づけ、ベンチャー企業、中小企業をはじめとする市場に存在する技術の活用を促進。

- 国家プロジェクト型の研究開発において、研究開発型ベンチャー企業、大学、大企業等の間における連携等を促進中。
- より効果的な予算執行に向け、応募の要件化など、提案書への記載内容を含め、引き続き詳細を調整。

4.2.2 知財データベース利活用の促進等

- ✓ JSTのJ-STOREで公開されている知的財産の活用を奨励する。
- ✓ 総務省の予算で実施する研究開発の成果については、知的財産として固まり次第、J-STOREへの登録を原則として義務化するとともに、NICT、NTT、NHKに対して、自ら研究の成果の登録を促す。
- ✓ 総務省の予算で実施する研究開発において、国際特許の取得経費を当該予算で支弁可能であることをより明確化する。

- JSTが運用するJ-STOREをはじめとする知財データベースの運用状況や詳細を調査。JSTとの連携を図り、各研究機関に対し、J-STOREの活用促進を促しているところ。
- 国家プロジェクト型の研究開発についても、研究開発課題の特徴にあわせた知財データベースの活用方策について、個別に検討中。
- 総務省が行う国家プロジェクト型の研究開発について、国際特許取得費用の取扱いも含め、より適切な執行が可能となるよう、その経理処理について、見直しを実施中。

4.3 社会ニーズを先取りするプロジェクト推進

4.3.1 国家プロジェクトの実施方法改善

- ✓ 国家プロジェクトの企画立案時の研究開発目標等の設定にあたり、公募等を通じてユーザー等の声を反映し、将来ニーズを取り込んだものとする。
- ✓ 国家プロジェクトの受託者の実施体制において、ビジネスプロデューサーを、プロジェクトマネジメントの決定権等を有する「事業化責任者」として、明確にプロジェクトの最高責任者に位置付ける。
- ✓ アウトプット目標の評価の他、アウトカム目標の達成度合いに対する評価を積極的に推進する。

- 平成25年度の新規の国家プロジェクト型の研究開発（5課題）において、それぞれ試行的取組（研究開発評価へのアウトカム指標の導入、研究開発へのビジネス的視野（ビジネスプロデューサー）の導入）について実施。
- これらの取組状況についてのレビューの実施に向け、関係部局と調整中。
- 継続課題についても、平成25年度継続評価において、アウトカム目標の達成に向けた取組の進捗状況等についての評価項目を設定し、評価。
- レビューや継続評価等の結果を踏まえ、平成26年度以降の新規の国家プロジェクト型の研究開発の基本計画書の検討や採択評価に向け、今後詳細を調整。

4.3.2 国際共同研究の推進

現在取り組んでいる、日欧の国際共同研究を、規模的にも、また共同研究の対象国についても拡充を図るとともに、その対象も研究開発だけでなく実証実験まで拡大する。

- 日欧共同研究について、2014年1月より開始するHorizon2020においても共同研究を継続することについて欧州委員会と合意。平成26年度新規課題の公募を平成26年1月に実施すべく準備中。
- 対象国の拡充等について、ニーズ調査等を進めるとともに、政策対話等の場を通じた議論を検討。

中間答申第4章(国による具体的な取組方策)に対する取組状況(4)

中間答申に記載された事項

国における取組・検討状況

4.4 イノベーションを誘発する飛び抜けて優れた環境の構築

桁違いの目標設定がなされた大型ビジョンに関する研究開発を実施するための環境として、コストやスピード、使いやすさなどが飛び抜けて優れた環境を構築し、当該分野の研究者や企業家だけでなく、多様な者へ広く開放し、破壊的イノベーションの起爆剤として活用する。

飛び抜けて優れた環境としては、例えば、

- どこでも現状よりも遥かに高速なネットワークに接続可能かつ多様なプロトコルで利用可能な「有無線統合ネットワーク」や、
- データ通信システムにかかる電波利用料の料額を検討し、環境、物流、交通等の幅広い分野において、M2Mシステム等によるビッグデータ利活用を容易とする環境などが想定される。

- 平成26年度予算政府原案において、内閣府による新規調整費として「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」が計上。現在、総合科学技術会議において、国家プロジェクトの形成に向け、関係省庁と協議中(参考10-4参照)。本プログラムの中で、「飛び抜けて優れた環境」の構築も達成すべく、今後調整。
- 平成24年度補正予算により、情報通信研究機構において、多様なセンサーを河川、橋梁等に配備し、有無線ネットワークを通じて情報収集、解析等を行う「モバイルワイヤレステストベッド」について、平成25年度中に構築し、平成26年度から運用開始すべく準備中。
- 次期(平成26～28年度)に適用する電波利用料の在り方について検討を行うため、平成25年3月から「電波利用料の見直しに関する検討会」(座長:多賀谷 一照 獨協大学法学部教授)を開催し、同年8月に「電波利用料の見直しに関する基本方針」を取りまとめ。同基本方針を踏まえ、現在、料額算定のための具体化方針(案)についてパブリックコメントを実施中。携帯電話システム等を利用するスマートメーターやM2Mシステム等については、ICTインフラとして普及促進するため、課金する無線局数の上限を設定し、それ以上のものには電波利用料の追加負担を求めない方向で検討中。今後、具体化方針に基づき、関係法令の改正を実施。

中間答申第4章（国による具体的な取組方策）に対する取組状況（5）

中間答申に記載された事項

国における取組・検討状況

4.5 民間におけるリスクマネーの活性化誘導

4.5.1 新しいファンドの仕組み

独法、民間企業等の合同で運営する、新製品・新サービスの創造に挑戦するベンチャー企業等を対象とする日本版コンセプト実証ファンドや、ベンチャーキャピタルへ投資するファンド・オブ・ファンドの創設など、民間の投資を誘発する新しいファンドの仕組みの導入に向けた支援を行う。

4.5.2 リスクマネーの多様化支援

比較的小額の投資を多数の者が行うことで、相応の規模の投資資金を形成する「クラウドファンディング」の制度化や、産学共同研究へ民間の研究開発資金を呼び込む措置の導入など、新たなリスクマネー提供手法の普及への支援を行う。

4.5.3 税制支援の検討

①エンジェル税制要件緩和

ベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対して所得税減税を行っているエンジェル税制に関して、手続きの簡素化など運用方法の改善による投資環境の整備や、その対象を法人によるベンチャー投資まで対象拡大（法人版エンジェル税制の創設）するなど、ベンチャー企業投資に向けた税制支援について検討を行う。

②M&A促進税制創設

大企業がベンチャー企業の買収等を行った際に、のれん代について、非償却資産とする、あるいは一括償却と特別損失への算入を認めるなどの税制支援を検討する。

4.5.4 その他投資の阻害となり得る規制の緩和の検討

ビッグデータへの取り組みに必要な個人情報保護制度およびオープンデータ環境の整備など、新たなサービスの誕生を前提とした規制制度の在り方を検討する。

➤ 平成26年度税制改正の大綱（平成25年12月24日閣議決定）において、ベンチャー投資の促進にかかる以下の税制等について改正を行う方針が提示。

①企業のベンチャー投資促進税制の創設

事業拡張期にあるベンチャー企業に対し、産業競争力強化法に基づき経済産業大臣に認定されたベンチャーファンドを通じて出資する企業が、出資額の8割を限度として損失準備金を積み立て、損金算入できる。

②研究開発税制の拡充・延長

研究開発税制（増加型）について、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組み（最大30%まで）に改組。

➤ エンジェル税制について、申請様式やモデル契約等の改善（省令改正等）及び投資契約書へのチェックリスト等の添付などによる申請手続の負担軽減、パンフレットやホームページの整備によるわかりやすさの向上、対象を広げたPRの強化など、制度の利用促進を図っている。

➤ 金融審議会において、投資型クラウドファンディング、非上場株式の取引・換金のための枠組み、保険子会社ベンチャーキャピタルによるベンチャー企業への投資促進等について検討。投資型クラウドファンディングについては、その制度化に向けて検討中。

➤ オープンデータについては、6月14日にIT戦略本部において、「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」が決定。更に同本部CIO連絡会議において、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」を決定。

➤ 更に、6月18日に2013 G8ロック・アーン・サミットにおいて、「オープンデータ憲章」に合意。各国が本年中に行動計画を策定し、2014年にフォローアップを実施。

➤ これらを踏まえ、10月29日にIT戦略本部 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において、「日本のオープンデータ憲章アクションプラン」を決定。

➤ オープンライセンスによりデータを公開するデータカタログサイト試行版が2013年12月20日に立ち上げ。

➤ パーソナルデータについては、IT戦略本部に「パーソナルデータに関する検討会」が設置され、12月20日に「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」が決定。平成26年（2014年）6月までに、法改正の内容を大綱として取りまとめ、平成27年（2015年）通常国会への法案提出を目指す方向。

「ICTイノベーション創出チャレンジプログラム」 の概要

ICTイノベーション創出チャレンジプログラム H26予算額:5億円

背景・政府全体の方針

- 日本再興戦略（平成25年6月14日 閣議決定）
3. 科学技術イノベーションの推進
- 科学技術イノベーション総合戦略
（平成25年6月7日 閣議決定）
・第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出
（7）新規事業に取り組む企業の活性化 等
- 総務省 ICT成長戦略会議及び
情報通信審議会 イノベーション創出委員会
（平成25年7月5日 中間答申）
・イノベーション創出実現に向けた情報通信技術政策の在り方の検討

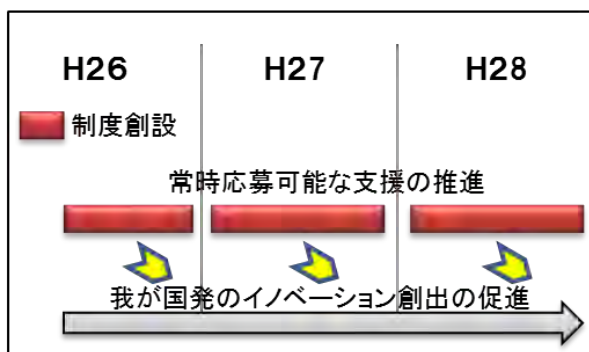
具体的取組

- 技術成果を具現化し、新サービスの創出を目指す挑戦に対する常時応募可能な支援
- 【支援内容の特徴】
- ・常時応募が可能な公募制度
 - ・失敗を分析し、教訓化
 - ・事業化の専門家等によるサポート 等

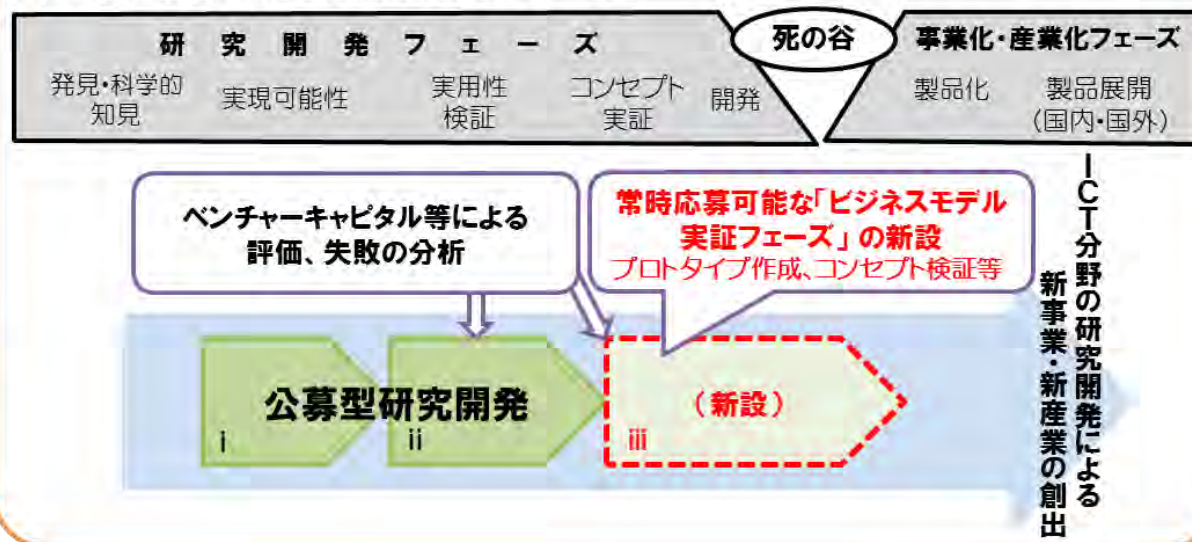
アウトプット・成果

- 我が国の技術力・アイデアを活かした新産業・新サービスの創造
- 民間資金(リスクマネー)の活性化を誘発し、ICT分野におけるエコシステムの形成を促進
- 我が国が「世界で最もイノベーションに適した国」となることに貢献

工程表

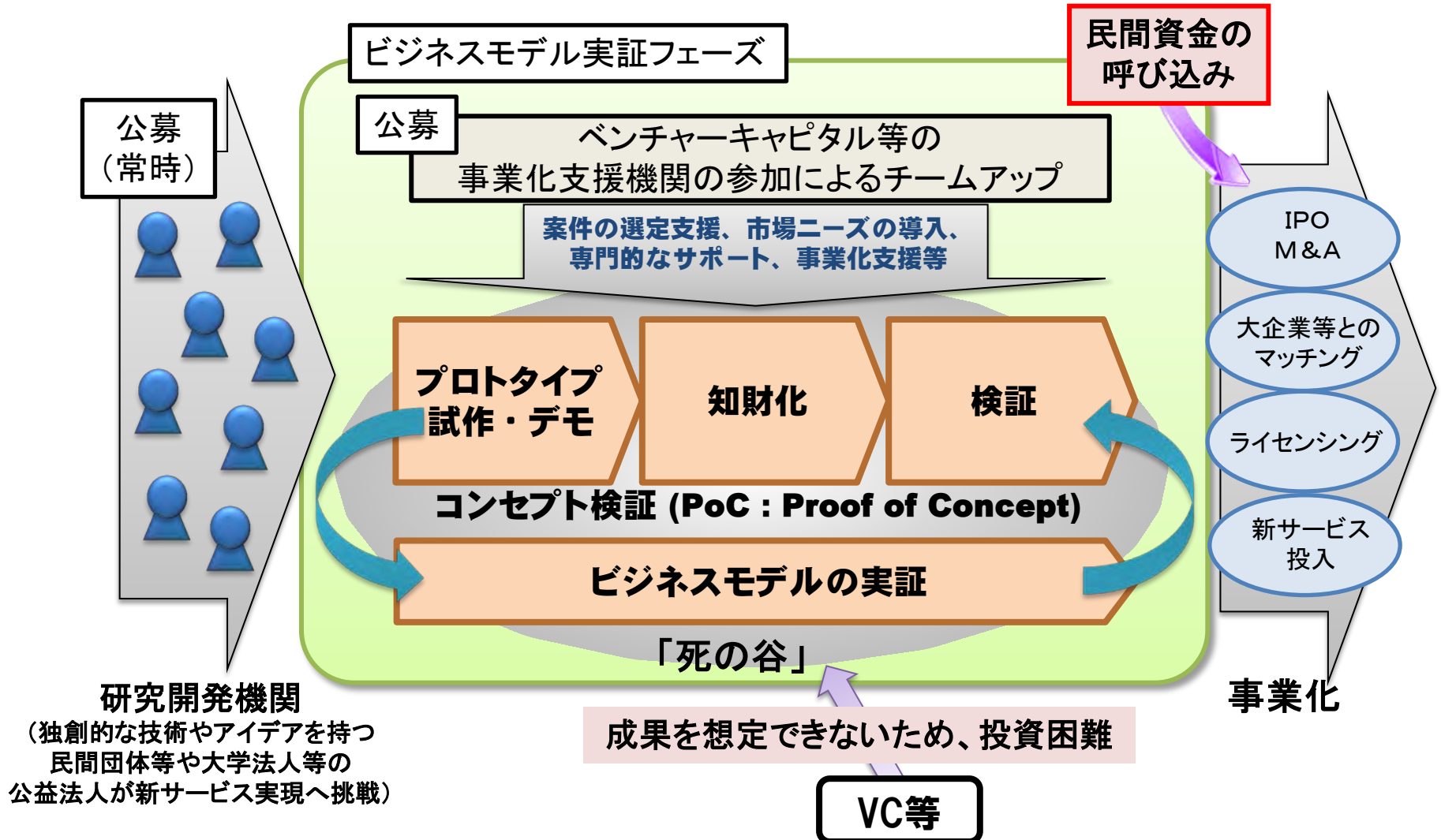


【常時応募が可能な公募制度のイメージ】



ICTイノベーション創出チャレンジプログラムの概要

ICT分野における我が国発のイノベーションを創出するため、民間団体等や大学法人等の公益法人による技術成果の具現化を目指す研究開発プロジェクトを支援し、情報通信技術の展開を推進する。



「ICTイノベーション創出チャレンジプログラム」の主な流れ（イメージ）

研究開発機関

公募（常時）

…適格性審査
書類確認

一次審査

…評価委員会（事業化支援機関）による
審査

二次応募書類作成

…研究開発機関と事業化支援機関の
チームによる応募書類作成

二次審査

…運営委員会（総務省設置）による審査

採択

…採択決定

研究開発

…研究開発機関：直接経費＋間接経費
（大学法人等の公益法人…定額10/10）
（民間団体等…定額2/3）

終了評価・成果発表

…終了評価

事業化支援機関

公募（年度当初）

…適格性審査
書類確認

評価委員会へ参加

共同提案

…研究開発機関とのチームへ
参加する場合、応募書類を
共同で作成

二次審査

…運営委員会（総務省設置）
による審査

採択

…採択決定

研究開発支援

…事業化支援機関：
（民間団体等…定額2/3）

民間資金導入支援

共同での実施